

事務事業チェックシート

事務事業No 245 事業名 養護老人ホーム措置事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	2	高齢者の生活の充実
取組方針	1	高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり

事業種別	継続	
事業期間	～ 永年	
事業実施の根拠法令	老人福祉法 第11条	
関連個別計画		
担当課・担当課長 (Tel)	高齢者・地域福祉課	佐々木 忍 435-1063
関連課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費		管理経費	
	その他	○		
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計	一般会計		
	款	民生費		
	項	社会福祉費		
	目	老人福祉費		
	大事業	老人福祉事業		
事項	養護老人ホーム措置事業			

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的 (「誰・何」をどういう状態にする) ための事業か)	事業内容				
	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な者を保護し、健康で明るい生活を送れるようにする。	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させる。				
実施内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させ、健康で明るい生活を送れるようにした。	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させ、健康で明るい生活を送れるようにした。	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させ、健康で明るい生活を送れるようにした。	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させ、健康で明るい生活を送れるようにする。	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ入所させ、健康で明るい生活を送れるようにする。

2 事業コスト

事業費等 (千円)	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	329,386	302,887	329,342	312,521	330,396	320,626	336,117		336,117	
伸び率 (%)	-	-	▲0.0%	3.2%	0.3%	2.6%	1.7%	▲100.0%	0.0%	-
人件費	正規職員	2,604	7,703	2,604	2,253	2,604	2,842	2,735	2,735	
	正規職員以外									
小計	2,604	7,703	2,604	2,253	2,604	2,842	2,735	2,735	2,735	
国庫支出金										
県支出金										
市債										
その他	54,804	58,383	58,319	60,108	61,120	60,524	62,002		62,002	
一般財源 (税等)	274,582	244,504	271,023	254,413	269,276	260,102	274,115		274,115	
所要人数 (人)	正規職員	0.35	1.01	0.35	0.30	0.35	0.36	0.34	0.34	
	正規職員以外									
主な予算内訳										

3 目標及び実績

指標名	単位	目標値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
活動指標 入所希望者数	人	目標値					
		実績値	28	32	24		
		達成度 (%)					
成果指標 措置人数 (年度末) 上段は定員	人	目標値	210	210	210	210	210
		実績値	204	200	203		
		達成度 (%)	97.1%	95.2%	97.1%		
		目標値					
		実績値					
		達成度 (%)					

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む		中長期的に取り組む	○ 緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる		あまりできない	○ できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	環境上の理由及び経済的な理由で在宅において生活することができない高齢者に対し、適切に措置を実施している。
見直し・改善内容	法令に基づき継続していく。